

必要な方のみ

通称認定申請書

令和5年4月23日執行の黒潮町議会議員選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により、下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

記

ふりがな	くろしお たろう
候補者	黒潮 太郎
ふりがな	たろう
呼称	くろしお 太郎

備考 この申請書を提出するときは、あわせて当該呼称が、戸籍等に記載された氏名に代わるものとして、広く通用していることを証するに足る資料を提出しなければならない。(但し、漢字を通常の読みに従って「ひらがな」又は「カタカナ」にする場合は、広く通用していることを証するに足る資料を提出する必要はない。)

旧姓での通称申請においても、戸籍の謄本又は抄本の確認をもって足りることから、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足る資料は必要ない。

告示日とすること

令和5年 4月 18日

候補者名 (戸籍名) 黒潮 太郎

黒潮町議会議員選挙 選挙長 川村 稔 様